

第2期 新見市子ども・子育て支援事業計画

令和2年度実施状況等点検・評価結果

新見市

点検・評価にあたって…

子ども・子育て支援法第61条第1項の規定に基づき、令和2年度に「第2期新見市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

本計画は、前計画である「新見市子ども・子育て支援事業計画」の考えや取組を踏襲して策定しており、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村行動計画と一体のものとして位置づけられます。

この度、新見市子ども・子育て会議において、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針(以下「基本指針」という。)第3の6の3の規定及び次世代育成支援対策推進法第8条第7項の規定に基づき、令和2年度における事業計画に基づく施策の実施状況等について点検・評価しました。

つきましては、基本指針第3の6の3の規定及び次世代育成支援対策推進法第8条第6項の規定に基づき、点検・評価結果を公表します。

【基本目標1】子育て家庭を支える基盤づくり

基本施策1 子育て支援の提供体制の整備

第2期 新見市子ども・子育て支援事業計画 P46～P47

項 目	目 標	実施状況等	今後の取り組み等
(1)ニーズに応じた受入体制の整備	①保育所等の環境整備	保育所等の環境整備については、入所児童数の推移だけではなく、地域の実情や要望を踏まえながら検討を行い、クラス編成の工夫による居住地での保育利用など、ニーズに応じた受入体制が確保できるよう整備に努めます。	● 哲多地域に認定こども園を整備するため、新見市子育て施設用地検討委員会を開催し、建設候補地を選定した。 ● 今後も、各保育所等の施設整備については、地域の意見を踏まえながら児童数の推移を注視し検討を行っていく。
	②延長保育	全ての保育所、認定こども園で延長保育を実施します。	● 全ての保育所・認定こども園で実施している。 ● 今後も引き続き実施する。
	③休日保育	保育所における休日保育を実施します。また、地域のニーズに応じて実施場所の充実を検討します。	● 新見保育所で実施している。 ● 今後も引き続き実施する。
	④預かり保育	全ての幼稚園、認定こども園で預かり保育を実施します。	● 全ての認定こども園・幼稚園で実施している。 ● 今後も引き続き実施する。
	⑤0歳児(6か月)保育	保育所及び認定こども園における0歳児(6か月)保育を実施するとともに、地域のニーズや実情を踏まえ、受入体制の充実を図ります。	● 新見保育所、新見南認定こども園、大佐認定こども園、哲西認定こども園で実施している。 ● 育休復帰等で乳児保育の希望が多く、経済的な理由から、低年齢児の入所希望が多い状況であるため、今後も引き続き実施する。

第2期 新見市子ども・子育て支援事業計画 R2年度実施状況等

項 目	目 標	実施状況等	今後の取り組み等
(2) 保育の質の確保	① 保育教諭の資質の向上	0歳児から就学まで一貫した保育・教育を展開するための新見市保育・教育カリキュラムを作成し、それを基に保育することを通して、保育教諭の資質の向上を図ります。また、全ての就学前の乳幼児の人権を尊重し、乳幼児期の発達の学びを保障していくことに努めます。保育教諭が実践的な指導力を身に付けるために実技実習や教育・保育要領等に関する市独自の研修体制を整備し、研修内容の充実を図り資質の向上に努めます。	●新見市教育研修所、新見市幼稚園・子ども園教育研究会、新見市保育協議会では、毎年講師を依頼しての研修会や研究発表等を実施している。また、にいみ子育てカレッジが実施する専門研修にも保育教諭等が積極的に参加するように促し、教育・保育の資質の向上に努めている。
	② 専門的な人材や地域の多様な人材の活用	保育実践に関する専門的な人材や、地域の実情に応じて地域の多様な人材を活用し、保育内容の充実に努めます。	●お茶、お花、太鼓、郷土芸能、昔遊び等の講師として地域の方を招き、子ども達が様々な体験ができるよう保育内容の充実に努めている。
(3) 新・放課後子ども総合プランの推進	① 放課後児童クラブの充実	全ての児童が、地域住民の指導や見守り等を通じて、安全に伸び伸びと過ごせるよう、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施を推進します。	●障がいのある児童の受け入れ体制について、各放課後児童クラブに積極的に働きかけており、支援員の資格研修についても受講を促している。
	② 新・放課後子ども総合プランの実施	ふるさと学習をはじめとする様々な学習活動、体験活動を推進するとともに、安定した運営ができるよう、支援員の確保や新規クラブ立ち上げの支援に努めます。	●放課後子ども教室は市内17公民館で地域の大人たちの指導等を得て開催している。活動拠点等が共通する放課後児童クラブとも連携を図りながら、様々な学習活動、体験活動を推進している。

第2期 新見市子ども・子育て支援事業計画 R2年度実施状況等

基本施策2 安心して子育てできる環境づくり

第2期 新見市子ども・子育て支援事業計画 P47～P48

項 目	目 標	実施状況等	今後の取り組み等
(1)多様な保育サービスの提供	①一時保育	全ての保育所、認定こども園で一時保育を実施し、保護者の就労や求職活動、病気やけが、出産、介護、冠婚葬祭、リフレッシュ等を支援します。	●全ての保育所・認定こども園で実施している。 ●今後も引き続き実施する。
	②病児・病後児保育	制度の周知を図るとともに、病児・病後児保育を実施し子育てと就労の両立を支援します。	●たんぽぽ保育園(新見)、にこにこ保育園(唐松)、さくらんぼ保育園(高尾)で病児・病後児保育を実施している。 ●子育てと就労の両立を支援するため、病児・病後児保育事業を実施する保育施設の運営費を補助している。 ●今後も、保護者の子育てと就労の両立を支援し、児童の健全な育成のため、支援を継続する。
	③ファミリー・サポート・センター	利用者のニーズに応えられるよう、保育サポーターの確保に努めるとともに、提供会員と依頼会員の交流会を開催し会員同士の交流を深めます。また、制度の周知により利用促進を図ります。	●毎年保育サポーター養成講座を開講し、保育サポーターの確保に努めている。また、状況に応じて情報交換会や研修会を実施し、提供会員同士の交流を深めた。 ●引き続き保育サポーター養成講座を開講し、サポーターの確保に努めるとともに、市報・ホームページ等を活用した周知活動に積極的に取り組む。

第2期 新見市子ども・子育て支援事業計画 R2年度実施状況等

項 目	目 標	実施状況等	今後の取り組み等
(2)相談支援と情報提供の充実	<p>①気軽に相談できる体制の整備</p>	<p>子育て世代包括支援センター、にいみ子育てカレッジ、子育て支援センター、家庭児童相談室、保育所、幼稚園、認定こども園、子育て広場及び支局等で行っている相談業務について、「にいみ子育てガイドブック」やホームページ等による周知を徹底するとともに、より相談しやすい環境を整備します。 今後も、妊娠期からの切れ目ない支援を目指し、庁内関係各課と連携を図り、妊娠届出時や出生届出時に、必要な情報の提供に努めます。</p>	<p>●妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制整備を目的とした子育て世代包括支援センターを健康づくり課内に設置し、母子保健コーディネーターを配置して相談の充実に努めている。また、子育て支援センターにおいても常駐するスタッフが随時相談に応じているほか、保育所等でも育児に関する相談を受けており、必要に応じて関係機関へ繋いでいる。</p> <p>●今後も相談しやすい体制整備に努めるとともに、引き続き相談できる施設や機関の周知にも努める。 ●今後も、愛育委員等の赤ちゃん訪問時や、広報誌等を活用し、相談体制について広く子育て世帯に周知する。</p>
	<p>②子育て家庭への情報提供の充実</p>	<p>「にいみ子育てガイドブック」を作成し、市の窓口や子育て広場等で配布するほか、妊娠届や健診の際にガイドブックを用いた情報発信を行います。</p>	<p>●愛育委員会が実施している赤ちゃん訪問、保健師による乳児家庭全戸訪問事業、乳幼児健診では子育て支援センターのスタッフが市内の子育て広場等についてチラシを配布し紹介している。 ●毎年度「にいみ子育てガイドブック」を作成してホームページで広報し、こども課、健康づくり課、各支局・市民センターの窓口、各子育て広場で配布して情報発信を行っている。 ●子育て支援センターでは、毎月、子育てだより「にいみっ子」を作成し、各子育て広場の情報を発信するとともに、共有することによって、連携を図っている。</p> <p>●今後も効果的な広報に努め、子育ての不安や負担感の軽減を図る。</p>

第2期 新見市子ども・子育て支援事業計画 R2年度実施状況等

基本施策3 親子の交流とネットワークづくり

第2期 新見市子ども・子育て支援事業計画 P48～P49

項 目	目 標	実施状況等	今後の取り組み等	
(1) 交流の場と仲間づくり	①市報、ホームページ等による情報提供の充実	市報や市のホームページ、ケーブルテレビやSNS等で子育てに関する情報提供を行います。また、「にいみ子育てカレッジ「にこたん」」が開設しているFacebookページを活用し、子育て広場等の情報発信を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●市報、ホームページ、新見まちナビで子育てに関する情報提供を行っている。 ●「にいみ子育てカレッジ」ではカレッジ専用のホームページ及びFacebookを開設し、「にこたん」の開設状況、地域の子育て情報等を随時発信している。 	<ul style="list-style-type: none"> ●今後も、様々なメディアを活用し、情報提供を行っていく。
	②子育て広場の充実と交流のきっかけづくり	子育て親子が気軽に集い交流し、子育ての不安の緩和や子どもの健全な育成を図る場として、子育て広場の充実と利用の促進に努めます。また、様々な機会を活用した広報活動や、広場間や関係機関との連携を強化した事業の周知、情報提供に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●子育て広場は、同世代の親子交流の場として、うち解けた雰囲気の中、親同士や広場スタッフと子育ての悩み・情報交換を行うことができ、育児ストレスの発散・くつろぎの場となっている。また、「にいみ子育てカレッジ交流ひろば『にこたん』」は、子育て支援のネットワークづくり等を通じて、地域における子育て支援の充実に努めている。 	<ul style="list-style-type: none"> ●今後も子育て広場の充実と利用の促進を図る。 ●広場間の連携を強化し、子育てに関する情報提供を行うとともに、その他関係機関との連携を強める。
	③大学との連携	大学と地域、行政が協働で運営している「にいみ子育てカレッジ」が子育て支援の中核となるよう、子育て情報の集約、発信や地域活動、関係機関との連携、協力を支援します。また、大学が持つ専門性を生かし、幼児教育・保育の実践に取り組みます。さらに、大学の教員や学生が市内全域をキャンパスとして調査、研究を行うことができ、その成果がまちづくりに生かされ、市民に還元される体制づくりを進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●新見公立大学内に、大学・地域・行政が協働で運営している「にいみ子育てカレッジ交流ひろば『にこたん』」が、子育て支援の中核となり子育て情報の発信、子育て支援者に対する専門研修等を行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ●子育て支援の中核として、子育て情報の集約・発信や支援者の育成など、子育て支援体制を充実する。

第2期 新見市子ども・子育て支援事業計画 R2年度実施状況等

項 目		目 標	実施状況等	今後の取り組み等
(1) 交流の場と仲間づくり	④ 幼児クラブ等の活動の活性化	保護者同士の交流の場として、幼児クラブ等の活動の活性化を図ります。	●子ども達の様々な体験活動や保護者の子育てに関する情報交換等の交流の場として、各地域の実情に応じた幼児クラブ活動ができるように、幼児クラブに運営補助を行い支援している。	● 今後は、幼児クラブの交流事業について状況に応じた支援を行っていく。
	⑤ 園庭開放の充実	保育所や認定こども園における園庭開放を実施します。実施に当たっては、利用状況や保護者のニーズに応じて、実施回数等を検討するとともに、季節の行事などを取り入れた工作や遊び、育児相談など、事業の充実に努めます。	●新見保育所及び全ての認定こども園において、新型コロナウイルス感染症の状況をふまえ、感染症対策を講じながら園庭開放を実施した。また、保護者のニーズに応じて育児相談も行っている。	● 今後も子育て家庭の親とその子どもが気軽に集い、相互に交流を図る場を提供をしていく。
(2) 子育て支援のネットワークづくり	① にいみ子育てカレッジの充実とネットワーク体制の整備	大学内に設置されている利点を生かし、にいみ子育てカレッジや子育てカレッジが実施している各事業と連携し、きめ細かな子育て支援に取り組みます。また、関係機関との連携体制を強化し、地域が一体となって子育てに関する様々な問題に取り組む環境づくりを推進します。	●新見公立大学を拠点とした地域協働型子育て支援である「にいみ子育てカレッジ」を運営している。 ●にいみ子育てカレッジ事務局会議で各事業の詳細を検討し進捗状況を確認している。また、運営協議会で運営・事業実施等を決定し、評価委員会による外部評価をふまえ、関係機関と連携を図りながら子育て支援を行っている。	● 今後もにいみ子育てカレッジの構成員として、各関係機関との連携を強化を図る。

【基本目標2】仕事と子育てを両立できる社会づくり

基本施策1 働きながら子育てできる環境づくり

第2期 新見市子ども・子育て支援事業計画 P50

項 目	目 標	実施状況等	今後の取り組み等
	<p>①育児休業等、関係法制度の周知・利用促進</p>	<p>男女雇用機会均等月間等において、育児休業等の制度を周知し企業や事業者の理解や関係者の意識改革を促進します。また、女性の社会進出を支援することを目的に、育児休業の取得を支援します。</p>	<p>●商工会議所・商工会などを通じて、会員企業への広報活動を行っている。 ●厚生労働省による「両立支援等助成金」制度の充実に伴い、新見市育児休業取得促進助成金交付事業は、令和3年3月31日をもって終了した。</p> <p>●今後も「両立支援等助成金」の情報提供等の広報活動に重点をおいた取組を行う。</p>
<p>(1)ワーク・ライフ・バランス(仕事と家庭生活の調和)の推進</p>	<p>②男女共同参画の形成に向けた広報・啓発活動の推進</p>	<p>「男女共同参画プラザ」を活用し、学習機会や交流の場、活動場所を提供します。また、男女共同参画に関する講座の開催や、男女共同参画情報紙「りぼん」の発行など、男女共同参画社会実現のための周知、啓発を推進します。</p>	<p>●男女共同参画講座や講演会を実施している。 ●男女共同参画プラザでは、各種情報提供や関連図書の貸し出し、相談業務を行っている。また、男女共同参画情報紙「りぼん」等による啓発も展開している。</p> <p>●市民ニーズを踏まえて子育てに関する講座、セミナーの開催や様々なメディアを利用した普及啓発を行う。また、ワーク・ライフ・バランス実現のため、「りぼん」等を通じて市民や企業等への周知・浸透を図る。</p>
	<p>③祖父母・父親の子育て参加のための支援</p>	<p>祖父母・父親の育児参加に対する意識向上を図るため、にいみ子育てカレッジの交流ひろば「にこたん」を活用した取組を進めます。</p>	<p>●にいみ子育てカレッジ交流ひろば「にこたん」は、父親が活躍する「パパ企画」等を計画的に実施している。</p> <p>●今後も「にいみ子育てカレッジ交流ひろば『にこたん』」のパパ企画などを通じて、父親や祖父母が育児に参加しやすいような支援を継続していく。</p>

第2期 新見市子ども・子育て支援事業計画 R2年度実施状況等

項 目	目 標	実施状況等	今後の取り組み等
(2)多様な働き方への支援	①多様な働き方の実現	在宅就労やフレックスタイム制など、ワーク・ライフ・バランスの観点から、男女が共に子育てをしながら働くことのできる就労形態の導入について、企業等に対して広報活動を通じた啓発に努めます。	●商工会議所・商工会などを通じて、会員企業への広報活動を行っている。 ●制度の重要性を広く認識していただくことが必要と考えており、引き続き広報活動に重点をおいた取組を行う。
	②女性の再就職などの支援	結婚や妊娠、出産など、ライフステージの転機が働く女性の社会参加の妨げにならないよう、職場復帰や再就職について企業等への広報、啓発活動を関係機関と協力して推進します。	●商工会議所・商工会などを通じて、会員企業等へ制度の重要性について広報活動を行っている。 ●制度の重要性を広く認識していただくことが必要と考えており、引き続き広報活動に重点をおいた取組を行う。
	③不安定就労の若者への啓発・支援	県、ハローワーク等の関係機関と連携しながら、若者に対する安定した就労及び早期離職の防止に向けた啓発活動に努めます。 □	●不安定就労者となる要因の1つとして、就職後の早期離職があることから、ハローワークと連携し、若者労働者を対象とした就職支援などを行い、早期離職の防止を図っている。 ●今後とも県、ハローワーク等と連携しながら、安定就労に向けた支援を充実させる。

【基本目標3】健やかな成長を支える環境づくり

基本施策1 妊娠期からの切れ目のない支援

第2期 新見市子ども・子育て支援事業計画 P51～P52

項 目		目 標	実施状況等	今後の取り組み等
(1) 母子保健の充実	①母子保健情報提供の充実	出生届出時、各種母子保健事業開催時など様々な機会を活用し、リーフレット「子育てだより(にいみっ子)」等を配布するとともに、主任児童委員、愛育委員と連携して戸別訪問を行うなど、育児に関する情報の提供や交流できる場などを紹介します。	●出生届出時、各種母子保健事業などの機会を活用して予防接種等の周知や子育て広場などを紹介し、愛育委員や主任児童委員と連携を取りながら親子を見守るとともに赤ちゃん訪問などで情報提供を行っている。また、毎年度「にいみ子育てガイドブック」を作成し、こども課、健康づくり課、各支局・市民センターの窓口、各子育て広場で配布しており、市のホームページにも掲載している。	●今後も広報に努める。
	②妊娠相談の充実	すこやか妊婦相談を通じて、妊娠・出産期に関する各種制度の案内を行うとともに、ハイリスク妊婦や希望者への訪問等により、きめ細かな支援に努めます。	●妊娠届出時に合わせて“すこやか妊婦相談”を実施し、妊娠・出産・乳児期に必要な情報を説明している。面接できなかった妊婦、ハイリスク妊婦、希望者には電話や訪問で対応している。	●面接の機会を大切にして、妊婦の支援に努める。
	③健康診査事業の推進	乳幼児の発育、発達を確認するとともに、未受診児に対しては、電話や訪問等により適切な時期の受診勧奨を行い、受診率の向上を目指します。	●乳幼児の発育・発達を確認するとともに、望ましい生活習慣を身につけてもらうため、生活リズムの大切さを伝えている。 ●健診未受診児に対して、電話・訪問等により受診勧奨を行うとともに、児の健康状態の把握を行うなど、未受診児対応マニュアルにより統一した支援体制をとっている。	●今後も乳幼児の発育、発達を確認し、子どもの健やかな成長の支援に努める。

第2期 新見市子ども・子育て支援事業計画 R2年度実施状況等

項 目	目 標	実施状況等	今後の取り組み等
(1) 母子保健の充 実	④ 予防接種の推 進	各種感染症予防に向けた予防接種を推進するとともに、予防接種スケジュール表を乳児訪問等で配布し、周知します。未接種者に対しては、健診時の呼び掛けや電話、文書等による勧奨を行い、接種率の向上に努めます。	● 年度始めに予防接種スケジュール表を各戸に配布している。乳児訪問時に予防接種について説明し、健診時などに接種状況を確認し、未接種者には接種を勧めている。
	⑤ 乳児訪問及び フォロー体制の充 実	全ての出生児を対象にした乳児訪問を実施します。また、健診等でフォローが必要と判断された子どもに対しては、専門医による診察や発達相談、保護者が子どもへの対応方法などを学ぶ教室などを紹介し、関係機関と連携しながらフォローの継続に努めます。	● 出生児全数訪問を継続している。訪問や健診等で支援が必要なケースについては、関係機関と連携しながら支援したり、必要に応じて要観察児教室や二次相談機関等を紹介している。 ● 福祉課の臨床心理士による巡回相談事業に保健師も同行し、保育所や認定こども園等と今後の支援について検討している。
	⑥ 不妊・不育治療 に対する支援	岡山県不妊専門相談センターの周知を図るとともに、不妊・不育治療に対する治療費を助成します。また、不妊・不育治療の助成制度について、婚姻届出の際にチラシでの周知を図ります。	● 不妊、不育症のために子を持つことができない夫婦が、医療保険対象外の不妊、不育治療及び男性不妊治療を受けた場合、その治療費の一部を助成している。不妊治療では県の助成額を控除した額の2/3の額の助成を行っている。また、助成回数上限等により県の助成が受けられない不妊治療を受けた方や不育治療を受けた方へは、治療費の2/3の額の助成も行っている。 ● 婚姻届の際に、岡山県の不妊専門相談センターの周知と不妊治療についてチラシで広報を行っている。

第2期 新見市子ども・子育て支援事業計画 R2年度実施状況等

項 目	目 標	実施状況等	今後の取り組み等	
(2)小児医療体制の充実	(新規) ①医療体制の整備	市内で安心して出産、子育てができる環境を維持し、関係機関等との連携を密にし、小児医療体制の充実に努めます。	市内唯一の産科を有する国際貢献大学校メディカルクリニックの医療機器整備等を行うなど、安心して受診できる環境整備に努めている。 小児科開設の補助要綱を設けるなど、小児医療体制の充実に努めている。	今後も、安心して出産、子育てができる環境を整えるよう努める。
	②相談体制の整備	医師、看護師、保健師などの相談スタッフが、24時間年中無休体制で様々な相談に応じる「にいみ24時間安全安心相談ダイヤル」を継続し、相談体制の充実に努めます。	●看護師・保健師・医師などの相談スタッフが24時間・年中無休体制で出産・育児をはじめ、様々な相談に応じる「にいみ24時間安全安心相談ダイヤル」を開設している。	●今後も相談しやすい体制整備に努めるとともに、引き続き相談できる施設や機関の周知にも努める。
	(新規) ③家庭看護力の向上	小児科医等による講話や、乳児訪問や乳幼児健診時に事故防止や家庭でできる応急手当等について説明することなどにより、各家庭の看護力の向上に努めます。	●小児科医等による講話や、乳児訪問、乳幼児健診時に事故防止や家庭でできる応急手当等について説明している。	●今後も継続して行う。
	④子育て支援医療費助成制度の実施	児童生徒が安心して医療機関を受診できるよう、子育て支援医療費助成制度の運用により、負担の軽減を図ります。	●令和2年4月から対象年齢を18歳まで(18歳に達した日以後最初の3月31日まで)に拡大し、子どもが安心して医療機関を受診できる体制づくりに努めている。	●子どもの健康保持及び増進、子育て環境の充実と子育て世代の負担軽減を図る。

第2期 新見市子ども・子育て支援事業計画 R2年度実施状況等

基本施策2 親子の健康づくり

第2期 新見市子ども・子育て支援事業計画 P52～53

項 目		目 標	●たんぽぽ保育園(新見)、にこにこ	今後の取り組み等
(1)食育の推進	①家庭、地域、行政が連携して食育を推進	健全な食生活と生活リズムの形成は、生涯を通じた健康づくりにつながることから、栄養バランスのとれた食事や「早寝・早起き・朝ごはん」の定着化を推進します。また、食卓を囲んだ団らんなどにより、食事のマナーや食への感謝の心を育み、心豊かな子どもの育成を目指し、家庭、地域、行政が連携して食育を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の状況に合わせ、愛育・栄養委員等と協働でむし歯予防、朝食の大切さ等の食育の重要性の普及啓発を行っている。 ●保育所・幼稚園・認定こども園では、規則正しい生活リズムの定着を目的とした「にーみんチャレンジカード」に取り組み、幼児期から「毎日朝ごはんをきちんと食べること」が習慣化するように努めた。 	<ul style="list-style-type: none"> ●食育は、家庭・地域・園と連携を図り、各関係機関と課題を共有し、保護者や園のニーズも含めた効果的な食育を進めていく。
			<ul style="list-style-type: none"> ●栄養教諭、学校栄養職員が中心となり、児童生徒へ朝食の重要性やバランスのよい朝食について、授業時間や給食時間に指導を行っている。 ●学校給食地域特産物利用促進事業補助金を活用し、地場産物を献立へ積極的に導入している。 	<ul style="list-style-type: none"> ●学校給食においては、栄養教諭・学校栄養職員を配置し、地場産物を活用した給食と食に関する指導の充実を図るとともに、今後も、地域の関係団体と連携した体制の充実を促進し、児童・生徒の食に対する意識を高めるよう努める。

第2期 新見市子ども・子育て支援事業計画 R2年度実施状況等

項 目	目 標	実施状況等	今後の取り組み等
(2) 歯科衛生の充実	①妊婦に対する歯科保健指導の充実	妊娠中からの口腔衛生に関する意識を高め、生まれてくる子どものむし歯予防に取り組めるよう、すこやか妊婦相談や幼児健康診査時に妊婦歯科健診の普及啓発、受診勧奨に努めます。	●妊娠届出時に、妊娠中からの口腔ケアの必要性を伝え、市内歯科医院で利用できる妊婦歯科健診無料券を渡している。また、幼児健診でも妊婦歯科健診を受けられるようにし、受診率の向上に取り組んでいる。
	②歯科保健指導の充実	乳幼児健康診査において、規則正しい生活習慣とむし歯予防について啓発するとともに、愛育委員や栄養委員活動等を通じた地域ぐるみのむし歯予防活動を推進します。また、歯科衛生士との連携を図りながら乳幼児健診での指導方針について随時検討を行い、保健指導の内容の充実に努めます。	●乳幼児健診時の歯磨き指導やフッ素塗布、愛育委員・栄養委員のむし歯予防活動を継続している。特に乳幼児健診では、規則正しい生活習慣の定着を中心に、むし歯の予防を伝えている。歯科医師会監修のもと、愛育委員・栄養委員で作成したむし歯予防のチラシを地域の活動の中で利用している。
	③歯科保健推進体制の充実	歯科医師会や保健所等と協議し、歯科保健推進体制の充実に努めます。 □	●歯科衛生士とは、乳幼児健診での指導方針の検討を随時行っている。歯科保健推進体制については、歯科医師会や保健所と協議している。

【基本目標4】生きる力を育む学びの場づくり

基本施策1 学ぶ力を伸ばす教育の充実

第2期 新見市子ども・子育て支援事業計画 P54～P55

項 目	目 標	実施状況等	今後の取り組み等
(1) 幼児教育の充実	① 幼児期における外国語体験活動の実施	全ての保育所、幼稚園、認定こども園にALT(外国語指導助手)等を定期的に派遣し、様々な活動や遊びの中で外国語や外国の文化に触れ、慣れ親しむ機会をつくります。	● 全ての保育所・幼稚園・認定こども園にALT(外国語指導助手)を定期的に派遣し、運動と英語を組み合わせたレクリエーションを実施するなど、幼児期における英語教育を実施した。 ● 幼少期から外国語や外国の文化に慣れ親しむ機会を継続して設定し、引き続き英語教育を推進していく。
	② 一体的な教育・保育の推進と連携体制の強化	地域の実情に合った保・幼・認・小が一体となった教育・保育を推進します。また、にいみ子育てカレッジの専門研修への参加、岡山県総合教育センターにおける研修などにより、保育教諭の資質の向上に努めるとともに、就学前から就学後までを見据えた連携の強化を図ります。	● 就学前の教育から小学校低学年までの一貫した教育を充実させるために、岡山県教育委員会作成の「保幼小接続スタンダード」の活用について研修会で共通理解し、保育所・幼稚園・認定こども園・小学校では、接続プログラム(アプローチカリキュラム)の作成を行った。また、小学校ではスタートカリキュラムの作成を行った。 ● 一体的な教育・保育を推進していくために、地域の実態に合った保・幼・認・小接続プログラムを作成し、全ての保幼小で実施していく。 また、地域性や校園の規模に合わせた一層効果的なプログラムの創造に努めていく。 ● 小学校では接続プログラム(スタートカリキュラム)を作成していく。
	(新規) ③ 読書活動推進による家庭教育への支援	乳幼児に絵本を贈る「ブックスタート事業」により、本との出会いを通じて親子のふれあいを深めるとともに、様々な場での読み聞かせ活動を推進し、読書活動推進による家庭教育を支援します。また、ブックスタート事業のフォローアップとして、小学校に入学する児童に本を贈る「セカンドブック事業」により、本との出会いや読書の楽しみを深めることを推進します。	● ブックスタート事業では乳児検診に参加した全ての赤ちゃんと保護者に絵本を贈呈し、セカンドブック事業では全ての小学1年生へ本を贈呈した。 ● 贈呈本やおすすめ本リストを定期的に見直ししながら、引き続き実施する。

第2期 新見市子ども・子育て支援事業計画 R2年度実施状況等

項 目	目 標	実施状況等	今後の取り組み等
(1) 幼児教育の充実	(新規) ④ 幼児期の木育の推進	<p>幼児に対して、木のおもちゃを贈るウッドスタート誕生祝い品事業等を実施し、幼い頃から木の温もりを感じながら、人と木や森との関わりを主体的に考えられる豊かな心を育むことを推進します。</p>	<p>●健康づくり課が実施している1歳6か月児健診において、新見産ヒノキで作られた「新見ピオーネつみき」を配布している。 ●新見産材を使った木のおもちゃ「クミノ」を製作し、市内の保育施設へ贈呈した。</p> <p>●引き続き、「新見ピオーネつみき」の配布を行い、幼児期の木育推進を図る。</p>
(2) 学校教育の充実	① きめ細かな指導の充実	<p>落ち着いたある学習環境の中で、一人一人の児童生徒の理解や習熟の程度に応じた学習を行うことにより、つまづきを克服したり課題にじっくり取り組んだりするなど、きめ細かな指導を実践します。さらに、電子黒板(IWB)やデジタル教科書等のICT環境を整備し、効果的な活用について研修を行う機会を設け、学力の向上、学習内容の定着、プログラミング教育の推進を図ります。</p>	<p>●学力向上を目指し、全国学力・学習状況調査や、岡山県学力・学習状況調査を活用し、個々の実態に即した指導を行った。</p> <p>●学力の向上を図るために、全国学力・学習状況調査や、岡山県学力・学習状況調査を活用したり、習熟度別学習を取り入れたりしながら、きめの細かい指導を実践していく。</p>
	② 学校・家庭・地域の連携の充実	<p>小・中学校に導入したコミュニティ・スクールを充実し、学校、家庭、地域の連携を図ります。また、学校運営協議会委員を対象とした制度研修会を開催するなど、地域に根ざした学校づくりやコミュニティ・スクールのあり方について、広く地域に理解の促進を図ります。</p>	<p>●学校自己評価、学校評議員制度等を通じて、各学校園の教育目標、指導の重点等を公表し、家庭、地域に評価をしてもらうことで、指導の改善を図った。 ●地域住民の学校づくりへの参画を促すコミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)について、全小中学校に設置している。</p> <p>●小・中学校へ導入したコミュニティ・スクールの内容を充実させ、学校・家庭・地域の連携を充実を図っていく。 ●研修会を開催し、地域に根ざした学校づくりやコミュニティ・スクールのあり方についての理解を深める。</p>

第2期 新見市子ども・子育て支援事業計画 R2年度実施状況等

項 目	目 標	実施状況等	今後の取り組み等	
(2) 学校教育の充実	③豊かな心の育成	<p>子どもの豊かな心を育むため、図書司書等の学校派遣、移動図書館車の学校訪問を通して、本に親しむ環境を整え、子どもの読書活動を推進します。</p> <p>基本的なモラルの育成を重視し、学校の教育活動全体を通じた道徳教育を推進します。</p> <p>コミュニティ・スクール等を中心に、家庭や地域と連携して、様々な自然体験活動やボランティア活動等を積極的に行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●各学校では朝読書の実施や、読書ボランティアを招いた読書活動を行った。 ●教育活動全体を通じて体験的な道徳教育を推進した。 ●地域との連携では、地域の人材を活用し、にいみ塩から子育て事業で様々な自然体験活動を行い、豊かな心の育成を図った。 	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもの豊かな心を育むため、今後も読書手帳も活用しながら子どもの読書活動を推進する。 ●基本的なモラルの育成を重視し、教育活動全体を通じた道徳教育を推進する。 ●コミュニティ・スクール等を中心に、学区での「新見ふるさと発見のびのび体験事業」の活動を家庭や地域と連携して実施するなど、今後も様々な自然体験やボランティア活動等を積極的に行う。
	④自ら考え、行動する力を養う機会の充実	<p>学校の教育活動全体を通じて、子どもが自ら学び、考え、主体的に行動する力を養えるよう努めます。基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育むとともに、主体的な学習態度の育成に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●総合的な学習の時間等を通して、子どもたちが自ら学び、考え、主体的に行動する力を養った。 ●言語活動の充実や協働的な学習と関連付けて各教科の指導を充実することで、主体的な学習態度を育成するよう指導した。 	<ul style="list-style-type: none"> ●学校教育活動の全てを通して、子どもたちが自ら学び、考え、主体的に行動する力を養うため、今後も学校の教育環境の充実を図る。
	⑤健やかな身体の育成	<p>学校、家庭、地域と連携し、子どもが生涯を通じて、自らの健康を適切に管理し改善していく資質や能力の育成を図ります。また、体育の授業やスポーツ行事の充実を図り、子どもが積極的にスポーツに親しむ習慣や意欲、能力の育成に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●体育の授業や地域のスポーツ行事により、子どもが積極的にスポーツに親しむ機会を設けた。特に、げんき広場を活用した水泳教室を実施し、児童・生徒の泳力、体力の向上、教職員の指導力の向上を図った。 ●「早寝、早起き、朝ご飯」の取組については、振り返りチェックシートを活用したり、校長会や文書で学校へ取組の継続を呼びかけた。 	<ul style="list-style-type: none"> ●子どもが、生涯を通じて自らの健康を適切に管理し、改善していく資質や能力の育成を推進する。そのためには、学校・家庭・地域の連携を通して、より効果を上げるように努める。 ●体育の授業やスポーツ行事の充実を図り、子どもが積極的にスポーツに親しむ習慣や意欲、能力の育成に努める。 ●学校と家庭が連携した「早寝、早起き、朝ご飯」の取組を継続して取組み、徹底するよう努める。

第2期 新見市子ども・子育て支援事業計画 R2年度実施状況等

項目	目標	実施状況等	今後の取り組み等	
(2) 学校教育の充実	⑥いじめ・不登校等に対する相談体制の強化	<p>児童生徒及び保護者等に対して、教育相談員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる教育相談や支援体制の充実に努めます。</p> <p>不登校等支援実務者会議及び研修会において、関係機関と連携し、支援対象者リストやアセスメントシートを活用し、未然防止に向けた取組を推進します。</p> <p>いじめについては、学校いじめ問題対策基本方針と、対策に関する年間指導計画の見直しや道徳教育の充実に努めるとともに、主任児童委員と協力して心の教育の推進を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童・生徒の悩みに対し、専門的立場でカウンセリングを行う教育相談員の充実に努めた。 ● 不登校や行きしぶりの子ども達の支援のあり方や関わり方について関係機関と協議し、学校との連携を強化した。 ● いじめの定義に基づき、いじめを積極的に認知するよう働きかけた。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童生徒及び保護者等と教育相談員や臨床心理士との教育相談の充実に努める。 ● 関係機関が積極的に連携するとともに、支援対象者リストを活用し、未然防止に向けた取組を推進する。 ● いじめについては、学校いじめ問題対策基本方針と対策に関する年間指導計画の見直しや、道徳教育の充実に努めるとともに、心の教育の推進を行う。
	⑦非行防止活動の強化	<p>非行を防ぐため、学校における生徒指導の充実に努め、学校、地域、警察等と連携し、非行防止活動を強化します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 学校における生徒間の人間関係の改善を図ることや、規範意識の高揚を図ることで非行防止に努めている。また、警察や企業とも連携して、携帯電話やスマホ等の使用についての教室や講演会等を実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 非行を防ぐため、学校における生徒指導を充実させるとともに、学校・地域・警察・PTA等と連携しながら、非行防止活動を強化する。
	⑧子どもを取り巻く有害環境対策の推進	<p>性や暴力を扱った雑誌、テレビゲーム等について、人権教育の視点から指導を行うとともに、道徳、保健体育の授業を通じて、命の大切さ、人権尊重意識の高揚を図ります。</p> <p>メディアの使用については、SNSを使用する際の情報モラルやメディアの長時間使用の問題についての教育を小学校から実践します。また、新見市スマホサミットを開催し、OKAYAMAスマホサミットの取組と小・中学校、高等学校の各校の取組について情報共有を図り、新見市PTA連合会や青少年育成センターと連携し、スマホやインターネットについての問題解決に取り組めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 学級活動等で情報モラルに関する授業を実践したり、PTAを対象とした情報モラル講演会を実施したりして、ネットいじめの防止に努めた。 ● 新見市スマホサミットを開催し、各中学校の取組を発表し情報を共有した。新見市スマホサミットに各小中学校PTA役員に参加を呼びかけた。 	<ul style="list-style-type: none"> ● ネットの活用については、特にSNSを使用する際の情報モラル教育を小学校から実践していく。また、PTAを対象とした情報モラル講演会を実施していく。

第2期 新見市子ども・子育て支援事業計画 R2年度実施状況等

基本施策2 健全な育成環境づくり

第2期 新見市子ども・子育て支援事業計画 P56

項 目	目 標	実施状況等	今後の取り組み等
(1) 思春期の保健対策	①性に関する正しい知識の普及	保健体育や道徳の時間の年間指導計画により、発達段階に応じた性に関する正しい知識の普及に努め、その知識と心のバランスについて、さらに工夫しながら指導の充実を図ります。	●保健指導、道徳の時間、学級活動等の年間指導計画により、発達段階に応じた性に関する正しい知識を教授した。 ●今後も、学校教育の中で性に関する正しい知識の普及に努める。また、性に関する知識と心のバランスについて、指導を工夫しながら、充実を図る。
	②喫煙や薬物等の防止対策	中学校では薬物乱用、喫煙防止教室を、小学校では学級活動、保健指導を通じて未成年者の喫煙、飲酒、薬物の健康への影響について、正しい知識の普及啓発を図ります。また、保護者を含む大人も正しい知識を習得し、子どもに注意を促すことができるよう、講習会等による啓発活動を図るとともに、関係機関との情報共有や連携を図りながら、地域の実態に沿った指導に努めます。	●警察や保健所等と連携し、薬物乱用・喫煙防止教室を全小中学校で実施した。小学校段階から、学級活動、保健指導により未成年者の喫煙、飲酒、薬物の健康への影響について、発達段階に応じた正しい知識を学んだ。また、リーフレット等の効果的な活用により、家庭への周知に努めた。 ●今後も、未成年者の喫煙、飲酒、薬物の健康への影響について、正しい知識の普及啓発を図り、保護者を含む地域の大人も正しい知識を習得し、子どもたちに注意を促すことができるように、研修会等による啓発活動を行う。また、地域の状況等について、関係機関からの情報を収集し、連携を図りながら地域の実態に沿った指導となるようにする。
	③思春期の心の問題に対する相談体制の充実	全ての小・中学校にスクールカウンセラーを派遣し、児童生徒へのカウンセリングを行います。緊急時には市の臨床心理士を派遣し、不登校の多い中学校には、別室指導専任の教職員を配置し、相談体制を充実します。また、新見市教育相談室、新見市適応指導教室「新生塾」の周知及び小・中学校との連携を図ります。備北保健所などの関係機関とも連携して、不登校やひきこもり対策等の充実を図ります。	●スクールカウンセラーを全小中学校に配置し、また不登校等の課題の多い中学校に対しては不登校担当教職員を配置し、生徒自身へのカウンセリング、教員研修等を行った。また、不登校の未然防止をねらい、小学校2校に登校支援員の配置を行った。 ●全小・中学校にスクールカウンセラーを派遣し、児童生徒へのカウンセリングを行う。また、緊急時には市の臨床心理士を派遣する。また、不登校の多い中学校に別室指導専任の教職員2名を配置し、教室復帰への手だてとする。さらに、児童相談所や保健所などの関係機関とも連携して、不登校ひきこもり対策等も協議をしていく。

第2期 新見市子ども・子育て支援事業計画 R2年度実施状況等

項 目	目 標	実施状況等	今後の取り組み等
(2)次代の親の育成	①子どもを産み育てることの意義に関する教育の充実	<p>道徳や学級活動の時間を中心に、子どもを産み育てることの意義を理解する教育をはじめ、男女が協力して家庭を築くことの大切さについて教育、指導を行います。</p>	<p>●道徳や学級活動の時間を中心に、男女が協力して家庭を築くことの大切さ等について指導を行った。</p> <p>●今後も子どもたちの実態に即した指導を工夫していく。</p>
	②乳幼児とふれあう機会の充実	<p>中学生が乳幼児やその保護者とふれあい、子育ての楽しさや大変さを学べるよう、愛育委員と連携して、思春期ふれあい体験事業を実施します。また、職場体験学習の内容の充実を図るとともに、夏のボランティアへの参加を積極的に促進します。</p>	<p>●保育所等への職場体験や子育て広場への夏ボランティアを通じて乳幼児とのふれあい体験を継続した。</p> <p>●新見市愛育委員会においては、思春期ふれあい体験事業として、中学生が乳幼児及びその保護者とふれあうことで、乳幼児を知るとともに、保護者から子育ての楽しさ、大変さを聞かしてもらい、母性・父性を高めていくことを目的に事業を実施している。</p> <p>●今後も、職場体験やボランティア参加の充実を図っていく。</p> <p>●今後も思春期ふれあい体験事業を継続していく。</p>
	③出会いの場の創出	<p>結婚相談事業、婚活イベント、スキルアップセミナーなどを実施し、出会いの場の創出を支援します。</p>	<p>●結婚推進協議会による、結婚相談事業・婚活イベントが実施されており、成婚に向けた取り組みを継続して行っている。</p> <p>●結婚推進協議会を中心とした各種活動を支援するとともに、各種団体(事業所等)に協議会の活動を紹介しながら、連携した取り組みを検討していく。</p>

第2期 新見市子ども・子育て支援事業計画 R2年度実施状況等

【基本目標5】安心して生活できる支援の充実

基本施策1 経済的支援の充実

第2期 新見市子ども・子育て支援事業計画 P57

項目	目標	実施状況等	今後の取り組み等
(1)経済的支援の充実 ①各種手当や制度の充実と周知	子育て世帯の経済的負担を軽減するため、保育料の無償化や副食費の免除、ファミリー・サポート・センター事業の利用料助成等を実施するとともに、各種手当や制度について、広く情報提供を行います。	●令和2年4月から医療費の無料化を18歳までに拡充、出生祝金の支給については、子ども1人につき10万円に拡充した。 なお、出生届、転出届時にそれぞれ、子育てに係る届け出書類の有無を記入したお知らせを配布し、申請漏れを防いでいる。	●今後も、各制度の周知を図るため、お知らせ書類の内容を充実させていく。また、市報、ホームページ、行政放送等を利用してより多くの方へ情報を提供していく。

基本施策2 配慮が必要な家庭や子どもへの支援

第2期 新見市子ども・子育て支援事業計画 P57～59

項目	目標	実施状況等	今後の取り組み等	
(1)ひとり親家庭への支援	①ひとり親家庭に対する経済的支援の推進	ひとり親家庭に対して、関係課と連携して各種手当や制度の周知を図るとともに、ハローワークと連携して就労支援を行い、経済的自立を促進します。	●各課と連携し、各種手当での周知をするとともに、就労支援を行い、ひとり親家庭の経済的自立を促進した。	●今後も継続して行う。
	②相談体制の充実	母子・父子自立支援員による相談や家庭訪問を通じて、各種支援制度等についての情報提供を行い、ひとり親家庭に対する相談体制の充実に努めます。	●母子・父子自立支援員による相談や家庭訪問等を通して、ひとり親家庭に対する相談体制の充実に努めた。	●今後も継続して行う。
(2)障がいのある子どもへの支援	①障がい児保育	障がいの状況に応じた保育教諭の加配や臨床心理士の派遣など、障がい児保育の充実に努めるとともに、療育機関等との連携を強化し、子ども一人一人の特性に応じた適切な保育に努めます。	●状況に応じて、保育教諭の加配、支援員の配置等を実施するとともに、保健師・臨床心理士等との連携を図り、適切な保育の維持に努めている。	●今後も引き続き実施する。

第2期 新見市子ども・子育て支援事業計画 R2年度実施状況等

項 目	目 標	実施状況等	今後の取り組み等
<p>(2) 障がいのある子どもへの支援</p>	<p>②障がい児の早期発見、早期療育の推進</p>	<p>専門機関と連携し、各種健診を通じた支援が必要な子どもの早期発見と、必要に応じて相談機関につなげるなど、早期療育支援体制の強化を図ります。また、臨床心理士との連携を強化し、保育所、幼稚園、認定こども園において、発達の段階に応じた支援方針の検討をはじめ、巡回相談の実施など支援体制の充実を図ります。</p>	<p>● 幼児健康診査では臨床心理士による発達相談の場を設けたり、保育所、幼稚園、認定こども園などの関係機関と連携しながら、支援が必要な子どもの早期発見・早期療育に努めている。 また、新見市障害者地域活動支援センター「ほほえみ広場にいみ」の発達障害者支援コーディネーターや臨床心理相談員を中心に保健師や特別支援学校などの協力を得て、市内の保育所、幼稚園、認定こども園に巡回相談を実施し、担当者等に発達障がいのある児への関わり方を助言した。</p>
	<p>③教育・保育環境の充実</p>	<p>就学前の特別支援教育の充実を図るため、適切な支援についての研修会等を通じて、支援員の資質の向上を図るとともに、保育所、幼稚園、認定こども園と小中学校が連携した継続的な支援に努めます。また、新見市特別支援教育推進センターを活用し、小・中学校の巡回指導及び就学相談体制を強化し、障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に教育を受けるインクルーシブ教育を推進します。</p>	<p>● 小・中学校の通常学級に在籍する発達障害等の児童・生徒に対し、支援員の配置を行った。 また、小中学校の教員に対して、研修への参加を積極的に推進し、資質の向上を図り、支援にあたった。 ● 保育所・幼稚園・認定こども園では、支援員の加配や、保育教諭の研修等への積極的な参加により、資質の向上を図った。</p>

第2期 新見市子ども・子育て支援事業計画 R2年度実施状況等

項 目	目 標	実施状況等	今後の取り組み等	
(2)障がいのある子どもへの支援	④保護者への支援	<p>保護者が子どもの困りごとや特性を理解し、その対応方法を学べるよう、要観察児教室やペアレントトレーニングなどへの参加を促します。また、関係機関と連携して、専門医等による発達相談や子どもの特性に応じた関わり方についての情報提供などを行います。</p>	<p>●子育てに困り感を持つ保護者や発達障がいと診断された子どもを持つ保護者を対象に、子どもの特性やその対応方法について学ぶ要観察児教室(こどもも参加)を実施し、必要に応じて二次相談機関や療育へ繋げている。 ●発達障がいのある児の保護者等を対象に、その支援プログラムであるペアレント・トレーニングを実施した。</p>	<p>●今後も保護者支援として継続して実施する。また、参加者同士が繋がり、自発的な活動が行われるよう支援していく。</p>
	⑤関係機関との連携強化	<p>障害者地域活動支援センター(ほほえみ広場にいみ)との連携を強化し、障がいの疑いのある子どもを含めた障がい児全体に支援が行き届くよう情報提供を行います。また、新見市障害者自立支援協議会児童支援部会と連携し、研修会等を通じて障がい児やその家族の交流の促進に努めます。</p>	<p>●必要に応じてケース会議を開催し、関係機関と情報や支援の方向性を共有し、連携を図っている。 また、発達障害者支援コーディネーターや臨床心理相談員を中心に、保健師や特別支援学校と協力し、市内の認定こども園、保育所及び幼稚園に対して巡回相談支援を実施した。 ●新見市自立支援協議会では、発達障がいのある児の保護者を対象に、研修会や茶話会を実施し、保護者同士の交流促進に努めた。</p>	<p>●今後も、関係機関とともに切れ目ない支援体制づくりの整備に努め、継続して支援を実施する。</p>
	⑥地域生活の支援の充実	<p>乳幼児健康診査や保健師等による相談、訪問指導、個別支援と集団支援を通じて、乳幼児期の障がいの早期発見と早期ケアに努めます。また、障害児通所給付、地域生活支援事業の充実を図り、各種施策を周知し地域での生活支援に努めます。</p>	<p>●支援が必要なケースについては、関係機関と協力しながら地域での生活の支援を行っている。 その中で、発達障がい等のある児への支援については、児童発達支援サービス、放課後等デイサービスなどの障害児通所支援、また、日中一時支援などの地域生活支援を実施した。</p>	<p>●今後も関係機関と連携しながら支援を継続して行う。</p>

第2期 新見市子ども・子育て支援事業計画 R2年度実施状況等

項 目	目 標	実施状況等	今後の取り組み等
(3) 児童虐待防止対策	①児童虐待防止への意識の向上	要保護児童対策地域協議会が中心となり、児童虐待防止推進月間を中心に、広報・啓発活動により児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図ります。また、支援者を対象に研修会を開催し、支援者の資質の向上に努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●児童虐待防止推進月間中に市内ショッピングセンター2カ所において児童虐待に関するリーフレット等の配布、民生委員等を対象とした研修会を開催した。 ●今後も継続して行う。
	②子育て家庭の孤立の防止	子育て世代包括支援センターの機能を生かし、妊娠期からの切れ目のない支援に取り組みます。乳幼児健康診査では、虐待防止の視点を取り入れた相談支援を実施します。また、支援の必要な家庭に対するケース会議を開催するとともに、民生委員、主任児童委員、家庭児童相談員、保健師が連携して家庭訪問等を行い、相談しやすい体制づくりに努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●支援の必要な家庭については、ケース会議を開催し、関係機関が連携し、家庭訪問等を実施した。 ●今後も、支援の必要な家庭については、関係機関が連携して対応する体制づくりに努める。
	③養育支援訪問事業の充実	養育支援が必要な家庭に対して、関係機関と連携しながら、家庭において安定した養育が可能となるよう、保健師等が家庭を訪問し育児支援を行います。また、関係者でケース検討会を実施するなど、虐待防止に向けた関係機関との連携を強化します。	<ul style="list-style-type: none"> ●保健師が乳児家庭全戸訪問事業及び乳幼児健診などから把握した支援の必要な親子に対して、養育支援訪問事業を実施した。支援困難なケースにはケース会議を行い母子保健コーディネーターとともに支援の方向性を決定し、必要なケースについては関係機関との連絡調整を行った。 ●継続して実施するとともに、関係機関との連携を強化する。

第2期 新見市子ども・子育て支援事業計画 R2年度実施状況等

項 目		目 標	実施状況等	今後の取り組み等
(3) 児童虐待防止対策	④ 虐待防止ネットワークの強化	子育て世代包括支援センター、要保護児童対策地域協議会、児童相談所、教育委員会、警察署、保健所などの関係機関と連携して、児童虐待の防止や早期発見に努めます。また、子ども家庭総合支援拠点の設置を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> ● 要保護児童対策地域協議会代表者会議、実務者会議、個別ケース会議、研修会を開催し連携を強化している。 ● 代表者会議では、児童相談所などの関係機関との共通認識を高め、児童虐待防止に対する意識の醸成を図った。 ● 実務者会議では、児童相談所、こども課(家庭児童相談室)、教育委員会、健康づくり課、警察、保健所が支援策について協議を行う。個別ケース会議は個々のケースに関係者で具体的な援助方法等について協議した。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 今後も要保護児童対策地域協議会との連携を図りながら、児童虐待等に関する研修会を行うなど意識の醸成を図り、虐待の早期発見や早期対応を強化していく。
	⑤ 要保護児童等へのフォロー	要保護児童等の支援のため、児童相談所、家庭児童相談室、教育委員会、保育所、幼稚園、認定こども園、学校、保健師、主任児童委員等が連携し、支援や見守りなど長期的な支援体制の強化を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> ● 個別のケース会議では、児童相談所、家庭児童相談員、教育委員会、学校関係(保育所、幼稚園含む)、保健師、主任児童委員等が連携しての支援や見守りの継続活動を行っている。 	

第2期 新見市子ども・子育て支援事業計画 R2年度実施状況等

項 目	目 標	実施状況等	今後の取り組み等	
(新規) (4)子どもの貧困 対策	①地域で気付き、 つなぐ支援の促進	経済的に困難な状態にある家庭やその子どもに気付き、早期の対応を図るため、保育所、幼稚園、認定こども園、学校、保健師、主任児童委員等関係機関が連携し、支援を必要とする子どもや家庭に対して適切な支援が行き届くよう努めます。	<ul style="list-style-type: none"> ●定期的に保育所、幼稚園、認定こども園、学校、こども課が情報共有を行い、経済的に困難な状態にある子どもの早期発見に努めている。 ●支援が必要なケースについては、関係機関と連携しながら、必要な支援を行っている。 	
	②教育・保育の機会均等の確保	家庭環境や経済状況に左右されず、子ども一人一人がその個性と能力を十分に発揮できるよう、乳幼児期の教育・保育の確保をはじめ、学習環境の支援や教育の機会均等を確保します。	<ul style="list-style-type: none"> ●生活に困窮し、支援が必要な家庭に対して、就学援助制度を実施している。 ●学用品費、校外活動費、学校給食費等を支給することにより、学習環境の支援や教育の機会均等を確保している。 	<ul style="list-style-type: none"> ●今後も、経済的に困難を抱える子どもや家庭の早期発見に努め、関係機関とともに切れ目ない支援体制づくりの整備に努め、継続して支援を実施する。 ●各課と連携し、継続的な相談支援を行う。
	③暮らしへの支援	経済的に困難な状況にある家庭やその子どもに対する相談支援の充実を図り、全ての子どもが健やかに成長できるよう支援を行います。また、保護者の安定的な就労への支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> ●家庭児童相談員、母子・父子自立支援員の相談等を通して、保護者の経済的な自立の支援を行った。 ●訪問活動、電話連絡を通して就労状況・子育て状況の把握に努め、安定的な就労・子育てに向けて相談支援を行った。 ●必要に応じてケース会議を行い、各課と連携し相談体制の整備、支援方針の検討を行った。 ●保護者に対して、ハローワークなど関係機関の紹介を行い、就労に向けた相談支援を行った。 	

【基本目標6】地域で子育てを支え合う環境づくり

基本施策1 地域全体で子育てを支える環境づくり

第2期 新見市子ども・子育て支援事業計画

項 目	目 標	実施状況等	今後の取り組み等	
(1)子育ての力を高める家庭教育の充実	①地域活動との連携	にいみ子育てカレッジ運営協議会、主任児童委員連絡部会、新見市愛育委員会、新見市栄養改善協議会等と連携を図り、地域の身近な相談相手として、それぞれの活動に対して積極的に支援を行います。	●にいみ子育てカレッジ運営委員会において、関係機関と子育て支援の情報を共有し、それぞれの立場から地域で子育て支援の活動を行っている。 ●今後も、連携を図りながら、活動を支援していく。	
	②家庭教育に関する学習機会の充実	参観日や世代間交流事業などの特別保育事業の中で、子育て講演会等を開催し、学習の機会を提供します。学校においては、参観日等で教育講演会や親育ち応援プログラムを開催し、子育てについての学習機会を提供します。	●保育所・幼稚園・認定こども園では参観日等を通じて子育てに関する学習の機会を提供している。 また、学校でも子育てに関する講演会やワークショップ等を実施して学習機会の提供を行っている。	●今後も、機会を設けて保護者へ情報を提供していく。 また、家庭教育の重要性についても継続して普及啓発を行う。
	③家庭における教育力向上の支援	乳幼児健診において、子どもにとって望ましい生活リズムを定着させることの大切さを啓発するとともに、保育所、幼稚園、認定こども園、学校等と連携し、様々な機会を通じて保護者への情報提供を行います。 保育所、幼稚園、認定こども園では、参観日において食育の推進や子育て講演会、育児相談を行います。学校においては、授業や講演会と関連付けながら、チェックシートを活用し、児童生徒、保護者が一緒に生活リズムについて考える機会を充実します。	●乳幼児健診、保育所・幼稚園・認定こども園など幼児期から思春期(中学生)にかけて、「早寝・早起き・朝ごはん」の大切さを伝えている。 ●規則正しい生活リズムの定着を目的とした「にーみんチャレンジカード」に取り組み、幼児期から「早寝・早起き・朝ごはん」が身につくように努めた。また、小・中学校では、郷土料理等の食文化を理解するなど、子どもの成長や発達に応じた食育に努めている。	●今後も、保護者を対象に、生活リズムの大切さと朝食の効果について、継続して伝えていくとともに、子育てに関する講演を引き続き実施していく。 また、今後もチェックシートを活用しながら、保護者への情報提供や啓発を継続実施していく。

第2期 新見市子ども・子育て支援事業計画 R2年度実施状況等

項 目	目 標	実施状況等	今後の取り組み等
<p>(2) 地域との交流活動の促進</p>	<p>①「地域の子どもは地域で育てる」意識の促進</p>	<p>地域活動団体、警察、行政等と連携し、「見守り隊」による地域での積極的な挨拶や声かけ運動を促進し、「地域の子どもは地域で育てる」意識の向上に努めます。また、民生委員、主任児童委員、愛育委員、栄養委員との連携を強化し、広報・啓発活動を充実します。全ての小・中学校で、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動(学校支援ボランティア)により、地域住民や保護者が積極的に参画する学校づくりを進めます。また、地域の貴重な一員として、各地域に組織される地域運営組織※の取組に参画する機会の確保に努めます。</p>	<p>●地域の団体、警察、行政等が行動連携しているほか、市内全域で、安全安心活動のあいさつ運動を展開した。また、各学校では、登下校の「見守り隊」の活動が積極的に行われており、「地域の子どもは地域で育てる」意識の向上につながっている。</p> <p>●主任児童委員、民生委員、愛育委員、栄養委員や地域の関係団体とも連携し、さらなる推進を図るため、広報・啓発活動をさらに推進する。</p> <p>●全小・中学校で、コミュニティ・スクールを導入しており、地域住民・保護者が積極的に参画する学校づくりを進めている。</p>
	<p>(新規) ②ふるさとキャリア教育学習</p>	<p>地域の子どもは地域が育てるという考えの下、本市の自然や産業、文化、歴史、地域人材を生かした豊かな体験活動を通じて、ふるさと学習や地域学を学校区や地域、支局単位で推進します。また、何ごとにも積極的に取り組み、たくましく生きることができる子どもを育成し、将来、本市で活躍することができる人材の育成を図ります。</p>	<p>●新見市の豊富な地域資源や人材を活用したふるさと学習や地域学習を市内全小・中学校で実施した。</p> <p>●地域住民の参画を得ながら、12の小・中学校で地域の自然・歴史等の学習や体験活動をおこなう「新見ふるさと発見のびのび体験事業」を行った。</p>

第2期 新見市子ども・子育て支援事業計画 R2年度実施状況等

項 目	目 標	実施状況等	今後の取り組み等
(2) 地域との交流活動の促進	③世代間交流の促進	市内各公民館主催事業等による異世代交流事業など、世代間で交流できる様々なふれあい、学習活動を促進するとともに、家庭教育の充実に向けた取組を展開します。	●市内各公民館主催事業等で異世代交流事業を実施するとともに、地域の大人(公民館利用者)が講師となり、地域の子どもの自分たちの知識や技能を教えるなど、異世代の交流を図る取り組みも実施している。
	④子ども会活動等への支援・連携体制の構築	子ども会の活動が活発に行われ、健全な子どもの育成が図られるよう、各地区の子ども会同士の連絡、連携を促進するとともに、周知、啓発活動を支援します。	●市内の子ども会の育成を目的として、子ども会連絡協議会に対して補助金を交付している。現在7団体が子ども会連絡協議会に属し、この補助金を活動の一部に活用している。
	(新規) ⑤新見市スポーツ少年団活動の推進	地域の方々の協力や支援を得て、年齢の異なる集団で各単位団が自主・自立的な活動を行っている「スポーツ少年団活動」は、青少年健全育成の重要な役割を果たしており、継続した活動ができるよう支援します。	●市内の青少年の育成を目的として、市内で31団が活動を行っている。様々な年齢の団員が男女問わず在籍しており、スポーツを通じて発育の促進及び市内の子ども達の交流が図られている。
	⑥総合型地域スポーツクラブとの連携	「総合スポーツクラブ新見」と連携し、いつでも、どこでも、誰でも気軽にスポーツ活動に取り組むことができる環境づくりを推進するとともに、クラブのスタッフや役員の意識向上、会員確保に向けて、地域への広報・啓発活動を支援します。	●総合型地域スポーツクラブ「総合スポーツクラブ新見」が設立され、各種スポーツへの取り組みにより、スポーツの振興、市民の健康増進が図られている。

第2期 新見市子ども・子育て支援事業計画 R2年度実施状況等

基本施策2 安全・安心な子どもの生活環境づくり

第2期 新見市子ども・子育て支援事業計画

項 目	目 標	実施状況等	今後の取り組み等
	①遊びの空間の充実	各種公園の適正な維持管理に努めるとともに、学校、地域等からの意見を取り入れながら公園の環境整備や遊具の安全性の確保に努めます。	●毎月遊具点検を行うなど、公園の維持管理に努めている。また老朽化した遊具の更新等は適宜行っている。 ●今後とも、適切な維持管理を行うとともに、学校・地域等の意見・情報を取り入れ、安全で子供にやさしい公園となるよう努めていく。
(1)子どもが伸び伸びと遊べる場・体験の充実	②新・放課後子ども総合プランの実施【再掲】	<p>【基本目標1】子育て家庭を支える基盤づくり 「基本目標1 子育て支援の提供体制の整備」に掲載</p>	
	③子どもの自主性を育む体験活動の推進	にいみ子どもセンター協議会の活動を支援し、各地域の活動の紹介や広報誌の発行、親子料理教室や体験学習などの出前講座を通じて、ふれあいと交流の活動を推進します。また、市内各地域での講座回数を充実するとともに、関係機関と連携し、多様な体験活動の情報を提供します。	●子どもセンター協議会では、各地域での活動の紹介や参加を呼びかける広報誌の発行、体験学習などの出前講座を開催し、ふれあいと交流を深めている。 ●「にいみ塩から子育て事業」において、郷土の自然を愛し、元気でたくましい思いやりのある子の育成に地域をあげて取り組んでいる。 ●市内各地域での講座回数の増加及び関係機関との連携を推進し、多様な体験活動の情報発信を図りたい。 ●全ての小中学校にコミュニティ・スクールを導入し、「地域の子は地域で育てる」という機運を高め、各学校単位で「新見ふるさと発見のびのび体験事業」を行うとともに、児童生徒の健全育成のための豊かな体験活動充実に努めていく。

第2期 新見市子ども・子育て支援事業計画 R2年度実施状況等

項 目	目 標	実施状況等	今後の取り組み等
(2)安全な子どもの生活環境の確保	①交通安全教室の推進	<p>保育所、幼稚園、認定こども園、小・中学校、高等学校における交通安全教育を実施するとともに、児童生徒が主体的に参加する通学路安全マップの作成等を通じて、交通安全意識の向上を図ります。</p>	<p>●保育所・幼稚園・認定こども園においては、毎年交通安全教室を実施している。また、園外保育も交通安全について学ぶよい機会となっている。</p> <p>●小・中学校では、日々の指導及び交通安全教室の開催、児童生徒が主体的に関わる通学路安全マップの作成等を通して、交通安全意識の高揚を図った。</p> <p>●園児、児童生徒への交通安全に対する教育については、引き続き、交通安全教室を実施していくとともに、日々の生活の中における交通安全への意識付けに努める。</p>
	②子どもを犯罪被害から守るための活動の推進	<p>関係機関や地域との連携を強化し、子どもを交通事故や犯罪から守る活動を行うとともに、各校の安全に係る対策マニュアルや危機管理マニュアルを改善し、より学校や地域の実情に合ったものとなるよう指導を図ります。また各学校で毎年作成している安全マップについては、現状に合ったものとなるよう、適宜見直しを促進します。</p>	<p>●全小学校の1年生には、防犯ベルを配布している。また、各団体より、児童生徒に対して安全な登下校のための防犯グッズ(安全タスキ、ランドセルカバー等)が寄贈され、有効に活用されている。</p> <p>●各学校では、警察署等に協力を依頼して、学校の実態にあった防犯教室を実施している。</p> <p>●ページング放送を活用した防犯訓練を実施し、迅速な対応への連携を図った。地域に根ざした交通安全、防犯の取組が新見市地域ぐるみの学校安全推進委員、各学校の見守り隊の構成員、学校職員等が連携して行われた。</p> <p>●各学校のボランティアによる見守り隊の活動の推進を通して、今後も関係機関、地域との連携を強化し、子どもを交通事故や犯罪から守る活動を行う。</p> <p>●各校の安全に係る対策マニュアルや危機管理マニュアルを改善し、より学校や地域の実態に合ったものとなるよう指導を行う。</p>

第2期 新見市子ども・子育て支援事業計画 R2年度実施状況等

項 目	目 標	実施状況等	今後の取り組み等
(2)安全な子どもの生活環境の確保	③防犯教育の推進	全ての小学校児童に対する防犯ベルの支給や、警察等の協力による防犯教室を実施します。また、新見市地域ぐるみ学校安全推進委員、各学校の見守り隊の構成員、学校職員等が連携し、地域に根ざした交通安全、防犯の取組を促進します。	<ul style="list-style-type: none"> ●安全マップについては、各学校で毎年作成し、現状にあったものとなるよう、取組みの促進をしていく。 ●各学校のボランティアによる見守り隊の活動の推進を通して、今後も関係機関、地域との連携を強化し、子どもを交通事故や犯罪から守る活動を行う。 ●各校の安全に係る対策マニュアルや危機管理マニュアルを改善し、より学校や地域の実態に合ったものとなるよう指導を行う。 ●保育施設としては、犯罪に関する情報提供及び関係機関との連携強化については、引き続き警察及び地域との連携強化及び、施設の要望を踏まえながら危険箇所の防犯設備の整備に努める。
	④防犯設備の充実	子どもの活動範囲にある危険箇所、防犯灯や防犯カメラの設置を促進するとともに、保育所、幼稚園、認定こども園、学校など、施設の防犯設備の充実と防犯体制の徹底を促進します。	
	⑤犯罪に関する情報提供及び関係機関との連携強化	子どもを犯罪の被害から守るため、警察と連携して事件、事故に関する情報提供を行うとともに、防犯訓練等を実施し、地域における防犯意識の向上と防犯活動を促進します。	

第2期 新見市子ども・子育て支援事業計画 R2年度実施状況等

項 目		目 標	実施状況等	今後の取り組み等
(2)安全な子どもの生活環境の確保	⑥「子ども110番の家」の取組強化	「子ども110番の家」の協力家庭の確保に努めるとともに、「子ども110番の家」について、子どもへの周知を徹底し、犯罪を防ぐための地域住民との結束を強化します。	●「子ども110番の家」については、各学校を通じて、継続依頼を行い、児童生徒の安全確保を図った。	●安全マップについては、各学校で毎年作成し、現状にあったものとなるよう、取組みの促進をしていく。
	⑦家庭における事故防止対策知識の普及	乳児訪問や乳幼児健診等の場を通じて、誤飲や溺水など家庭での事故予防についての知識の普及や、乳児突然死症候群（SIDS）の防止に向けた知識の普及を図ります。	●新生児及び乳児訪問において事故予防パンフレットを用いて説明したり、乳幼児健診では事故予防のパネルを掲示し、パンフレットにより指導を行っている。	●今後も継続して行う。

第2期 新見市子ども・子育て支援事業計画 R2年度実施状況等

事業量の実績

新見市子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、基本指針に基づき記載した各事業について、令和2年度の実績値を公表します。

●教育・保育の見込値と実績

		見込値(R2年度)	実績(R2年度)
(1)	1号認定(満3歳以上で教育を希望される方) 3~5歳	74 人	40 人
(2)	2号認定(満3歳以上で保育を希望される方) 3~5歳	402 人	436 人
(3)-A	3号認定(満3歳未満で保育を希望される方) 0歳	31 人	53 人
(3)-B	3号認定(満3歳未満で保育を希望される方) 1~2歳	190 人	215 人

●地域子ども・子育て支援事業の見込値と実績

		見込値(R2年度)	実績(R2年度)
(1)	利用者支援事業(子育て支援センター・子育て世代包括支援センター)	2 か所	2 か所
(2)	地域子育て拠点事業(子育て広場)	545 人 [月平均延べ]	819 人 [月平均延べ]
(3)	妊婦健康診査事業	対象人数	147 人
		受診人数(受診回数)	1,764 人 [延べ]
(4)	乳児家庭全戸訪問事業	145 人	106 人
(5)	養育支援訪問事業	29 家庭	27 家庭
(6)	子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)	62 人 [延べ]	53 人 [延べ]
(7)-A	一時預かり事業(預かり保育:幼稚園、認定こども園【短時間】)	510 人 [延べ]	222 人 [延べ]
(7)-B	一時預かり事業(一時保育:保育所、認定こども園【長時間】)	864 人 [延べ]	892 人 [延べ]
(8)	時間外保育事業(延長保育:保育所、認定こども園【長時間】)	124 人 [実人数]	62 人 [実人数]
(9)	病児保育事業	153 人 [延べ]	45 人 [延べ]
(10)	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	放課後児童クラブ【低学年】	180 人
		放課後児童クラブ【高学年】	87 人
		放課後児童クラブ数	13 か所
		放課後子ども教室との一体的な実施	5 か所
			195 人
			72 人
			12 か所
			2 か所